

苫小牧工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程の修了 及び卒業の認定に関する規程

規則第49号

制 定	平成16年4月1日
制 定	平成18年4月1日
一部改正	平成19年1月18日
一部改正	平成24年4月10日
一部改正	平成26年4月30日
一部改正	平成27年2月9日
一部改正	平成29年1月31日
一部改正	平成31年2月28日
一部改正	令和2年1月22日
一部改正	令和2年3月12日
一部改正	令和2年3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第32条第2項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学業成績の評価、各学年の課程の修了及び卒業の認定に関する事項について定めることを目的とする。

第2章 試験

(試験)

第2条 試験は、定期試験、追試験、再試験及び追認試験とし、試験の成績は、100点法を用いるものとする。

2 実験・実習及び設計製図等、試験以外の方法で評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

(定期試験)

第3条 定期試験は、前期末及び後期末に実施するものとする。

(追試験)

第4条 定期試験又は中間試験を受験できなかった場合で、病気、忌引、その他やむを得ない理由を証明できる書類等の提出により認められた者については、追試験を行うものとする。

(再試験)

第5条 前期末及び学年末の学業成績の評価が60点未満の者については、再試験を実施す

ることができる。ただし、特別欠席、忌引及び欠席届の提出により事由のある欠席として認められた場合を除く欠席時間数が年間総授業時間数の5分の1を超える者については、当該科目の再試験を実施することができない。

(追認試験)

第6条 未修得の科目を有するまま学年の課程の修了を認められた者の当該科目については、追認試験を行うものとする。

(無断欠席)

第7条 正当な理由なく試験を欠席した場合には、当該科目の試験の成績は0点とする。

(不正行為)

第8条 試験中に不正行為を行った者に対しては、その試験科目以降の受験を停止し、当該試験を含む学期の全科目の試験の成績を0点とする。

2 試験中に不正行為を行った者に対しては、不正行為以降に実施される当該年度内の全科目の再試験の受験を認めない。

第3章 学業成績の評価及び単位の認定

(履修の認定)

第9条 出席時間数が、年間総授業時間数の3分の2以上の科目については、当該科目を履修したものと認定する。

(学業成績の評価)

第10条 学期及び学年における学業成績は、授業科目ごとに定期試験の成績その他を総合して100点法によって評価する。

2 特別欠席、忌引及び欠席届の提出により事由のある欠席として認められた場合を除く欠席時間数が年間総授業時間数の5分の1を超える者の評価は、60点を超えないものとする。

3 再試験、追認試験の成績またはその他の方法により学業成績を再評価する場合は、60点を超えないものとする。

(学業成績の評語)

第11条 学業成績の評語は、次の区分により秀、優、良、可及び不可で表すものとする。

評語	学業成績の評価
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点

(単位修得の認定)

第12条 第9条の規定により履修を認定した科目の学業成績の評価が60点以上の場合には、単位を修得したものと認定する。ただし、中途退学する者については、この限りで

ない。

第4章 進級及び卒業の認定

(進級及び卒業の認定)

第13条 進級及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

(進級認定)

第14条 次の各号のすべてに該当する者は、当該学年の課程を修了したものとし、進級を認める。

- 一 学則別表第2及び第3に定める科目を履修していること。
 - 二 所定の単位を修得していること。
 - 三 特別活動が履修の認定の要件を満たしていること。
- 2 前項第二号に該当しない者で、次の各号のすべてに該当する場合は、当該学年の課程を修了したものとし、進級を認めることができる。
- 一 実験・実習及び設計製図等の試験以外の方法で評価する科目については、当該学年で単位を修得していること。
 - 二 学則別表第2及び第3に定める科目のうち、未修得単位数の累積（学則別表第2に定める選択科目及び学則別表第3に定める全系共通選択科目の未修得単位数を除く。）が次の表に定める単位数以下であり、かつ、第3学年及び第4学年にあつては、当該下位学年での所定の単位を修得していること。

学 年	1年	2年	3年	4年	5年
未修得単位数	8	8	6	4	0

- 三 未修得の科目の学業成績の評価が、第1学年及び第2学年にあつては40点以上、第3学年及び第4学年にあつては50点以上であること。

(退学)

第15条 年度の途中で退学する第2学年以上の者には、1学年下位の修了とする。

- 2 前条第1項の要件を満たし学年末に退学する者は、当該学年の修了とする。
- 3 前条第1項の要件を満たさず学年末に退学する者で、特別な理由があると認められた場合には、当該学年の修了とすることができる。

(留年)

第16条 学年の課程の修了を認定されない者は、原学年に留まるものとする。この場合において、原学年で修得した単位はすべて無効となり、原学年の課程の再履修を必要とする。ただし、学則別表第2に定める選択科目（芸術科目を除く）、学則別表第3に定める全系共通選択科目、苫小牧工業高等専門学校学外実習の履修に関する内規、苫小牧工業高等専門学校における文部科学大臣が定める学修に基づく単位認定に関する規程及び他大学等との単位互換協定により単位の修得を認定された科目の単位は有効とする。

(卒業認定)

第17条 授業科目を167単位以上（一般科目は81単位以上、専門科目は86単位以上とする。）

修得した者は、本校の全学年の課程を修了したものとし、卒業を認める。

第5章 雑則

(学業成績の報告)

第18条 各科目担当教員(非常勤講師を含む。)は、試験(中間試験を除く。)終了後速やかに前期及び学年末の学業成績の評価を行い、校長に報告しなければならない。

(指導要録の作成)

第19条 校長は、学業成績の評価が確定した後、学生指導要録を作成するものとする。
2 学生指導要録には、100点法による学業成績の評価及び優・良・可の評語で記録する。ただし、外部に対する成績証明書を発行する場合は、原則として優・良・可の評語を用いるものとする。

(学業成績の通知)

第20条 校長は、前期及び学年の学業成績の評価(評語による表記とする。)を学生の保護者に通知するものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により、苫小牧工業高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する内規(昭和39年6月4日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度及び平成17年度に未修得となった科目については、第15条第2項第三号の規定の適用を免除する。

附 則

この規程は、平成19年1月18日から施行し、平成18年5月11日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した者、令和 3 年度以前に入学した外国人留学生及び令和 4 年度以前に編入学した者の学業成績の評語は、改正後の規程第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 12 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行日において、平成 27 年度以前に入学した者、平成 29 年度以前に入学した外国人留学生及び平成 30 年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行日において、平成 27 年度以前に入学した者、平成 29 年度以前に入学した外国人留学生及び平成 30 年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。